

公益財団法人全日本柔道連盟 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条の規定に基づき、本連盟の専門委員会に関して必要な事項を定める。

(専門委員会の名称および所管事項)

第2条 本連盟に次のとおり、常設の専門委員会を置き、各専門委員会の所管事項は別表1のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - (2) 大会事業委員会
 - (3) 広報マーケティング委員会
 - (4) 教育普及・MIND委員会
 - (5) 審判委員会
 - (6) 強化委員会
 - (7) 国際委員会
 - (8) 医科学委員会
 - (9) アスリート委員会
 - (10) コンプライアンス委員会
 - (11) 重大事故総合対策委員会
 - (12) 女子柔道振興委員会
 - (13) 指導者養成委員会
2. 前項に定めるもののほか、必要に応じ、特定テーマを担当する時限の委員会として特別委員会を設置することができる。
 3. 特別委員会の設置期間は、原則として、最長8年間とする。

(専門委員会の業務)

第3条 専門委員会は、その所管事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

2. 前項に定めるもののほか、専門委員会は、本連盟の規程または理事会の議決に基づいて、その所管事項について業務を行うことができる。
3. 専門委員会は、前項の規定により業務を行う場合は、事務局と連携して行うものとする。

(専門委員会の構成)

第4条 専門委員会は、委員長、副委員長3名以内および委員で構成する。

2. 委員長および副委員長は、年齢が70歳未満であり、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 委員の選任は、別表2の選任基準に則って行うものとし、委員長が推挙する者で、年齢が70歳未満である者のうちから会長が委嘱する。
4. 特に専門的知識または経験を要する実務を行わせるため、特別委員を置くことができる。特別委員は、年齢を問わず委員長が推挙する者のうちから会長が委嘱する。
5. 特別委員は、委員長の求めに応じ、必要のあるときに、事業活動に参加し、あるいは委員会に出席するものとする。ただし、議決権は持たない。

(委員の任期)

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長または委員が補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 委員長、副委員長および委員は、その任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
4. 委員長および副委員長が同一の職に連続して再任される場合は4期8年を限度とする。
5. 委員長は原則として、特別委員会の委員長・副委員長を除き、他の委員会の委員長・副委員長を兼務することができない。

(委員長等の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

(部会等)

第7条 専門委員会の効率的な運営を図るため、専門委員会が必要と認めたときは、部会または小委員会を設けることができる。

2. 専門委員会が必要と認めたときは、部会または小委員会の決定をもって、当該専門委員会の決定とすることができる。

(会議および業務運営)

第8条 専門委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 専門委員会は、委員長、副委員長および委員の過半数が出席することにより成立し、出席者の過半数により決議する。
3. 第1項、第2項および会長が定める専門委員会運営規則に定めるもののほか、会議および業務運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。
4. 会長、副会長、専務理事および事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(著作権)

第9条 本連盟の発意または判断（本連盟の専門委員会の発意または判断を含む）により、専門委員が本連盟の職務として、著作物（テキスト・動画・パンフレットを含むがこれに限らない）を制作した場合、本連盟が著作者となり、その著作人格権及び著作権を保有する（以下、本項に基づく著作物を「全柔連著作物」という）。本連盟は専門委員に対し、役員等の旅費および業務手当等支給規程に基づき対価を支払うものとする。

2. 専門委員は、全柔連著作物を制作する際、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害してはならない。
3. 本連盟が、専門委員に対し、当該専門委員が著作権を有する著作物（以下「当該著作物」という）を利用して本連盟のための著作物を制作することを求め、当該専門委員がこれを承諾して本連盟のための著作物を制作した場合、当該専門委員は著作権そのほか一切の権利（著作権法27条及び28条の権利を含む）を本連盟に譲渡し、かつ、著作人格権を行使しないことに同意したものとみなす。当該専門委員は、当該著作物の著作権譲渡の諾否を十分に検討したうえで、上記承諾を行うものとする。

ただし、当該専門委員は、著作権譲渡後も当該著作物を自由に利用（自己利用、内容の改変、公衆送信、第三者への複製の提供等を含む）できるものとする。

4. 前項の場合、当該専門委員が、本連盟に対し全柔連のための著作物を引き渡し又は交付した時をもって、当該著作物の著作権を譲渡したものとみなし、本連盟が当該専門委員に支払った日当を著作権譲渡の対価とする。

（守秘義務）

- 第10条 本連盟専門委員が職務上知り得た情報のうち、本連盟が公表を認めていない情報を漏洩することは違反行為とする。

（改廃）

- 第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成8年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は、平成26年1月30日から一部改正して施行する。
4. この規程は、平成26年6月16日から一部改正して施行する。
5. この規程は、平成26年10月16日から一部改正して施行する。
6. この規程は、平成28年3月16日から一部改正して施行する。
7. この規程は、平成29年3月13日から一部改正して施行する。
8. この規程は、平成29年12月31日から一部改正して施行する。
9. この規程は、平成30年3月15日から改正して施行する。
10. この規程は、令和2年1月1日から改正して施行する。
11. この規程は、2021年8月30日から改正して施行する。
12. この規程は、2021年12月3日から改正して施行する。
13. この規程は、2022年6月8日から改正して施行する。
14. この規程は、2023年3月14日から改正して施行する。
15. この規程は、2025年4月1日から改正して施行する。

別表1 専門委員会の所管事項

1. 総務委員会

- (1) 定款をはじめ、各種規程に関すること。ただし、その規程を管理する専門委員会が別にあるものを除く。
- (2) 表彰に関すること。ただし、他の専門委員会が所管する事項に関連する表彰を除く。
- (3) 公認柔道用具（畳、柔道衣）の公認制度に関すること。
- (4) 全体の事業計画および事業報告の基本方針に関すること。
- (5) 全体の予算および決算の基本方針に関すること。
- (6) 財務及び適正経理に関すること。
- (7) 会員登録に関すること。
- (8) 他の専門委員会の所管に属さない事項に関すること。

2. 大会事業委員会

- (1) 連盟が主催または主管する競技会の企画、調整および運営に関すること。
- (2) その他の競技会の開催に関すること。

3. 広報マーケティング委員会

- (1) 連盟の事業の広報に関すること。
- (2) 機関紙その他の刊行物の発行に関すること。
- (3) 柔道に関する情報の蓄積、活用に関すること。
- (4) その他の連盟の広報活動に関すること。
- (5) マーケティングに関すること。
- (6) 賛助会員制度の運用に関すること。

4. 教育普及・MIND委員会

- (1) 柔道の調査研究に関すること。
- (2) 柔道の教育普及に関すること。
- (3) 柔道MINDプロジェクトに関すること。
- (4) 形に関すること。
- (5) 日本視覚障害者柔道連盟及び日本ろう者柔道協会との連携に関すること。
- (6) 知的障がい者柔道の振興に関すること。

5. 審判委員会

- (1) 柔道試合審判規程に関すること。
- (2) 公認審判員の規程に関すること。
- (3) 審判員の研修に関すること。
- (4) 審判員の審査に関すること。
- (5) 審判員・審判委員の選考、派遣に関すること。
- (6) 審判服の規格やデザインに関すること。
- (7) その他の審判に関すること。

6. 強化委員会

- (1) 選手の強化に関すること。
- (2) コーチングスタッフに関すること。
- (3) トレーニングシステムに関すること。
- (4) 定められた国内の大会に出場する選手の選定に関すること。
- (5) 国際大会に出場する役員・選手などの選定、派遣に関すること。
- (6) 強化選手に関するマスコミ等からの取材に関すること。
- (7) その他の選手強化に関すること。

7. 国際委員会

- (1) 国際柔道連盟 (IJF)、アジア柔道連盟 (JUA) および各国柔道連盟に関すること。
- (2) 外国への指導者などの派遣に関すること。
- (3) 外国からの選手などの受け入れに関すること。
- (4) 国際的な柔道の教育、普及、援助および広報に関すること。
- (5) その他の連盟の国際的な活動に関すること。

8. 医科学委員会

- (1) 柔道に関する医科学的な研究、調査および教育研修に関すること。
- (2) 競技者のメディカルチェック、健康管理、及び怪我の経過観察などに関すること。
- (3) アンチ・ドーピングに関する医科学的知見に基づく、指導、普及、提言、TUEなどに関すること。(アスリート委員会に属するものを除く)
- (4) 競技会、強化事業(合宿、派遣等)における救護全般および担当する医師などの派遣に関すること。
- (5) その他、医科学に関すること。

9. アスリート委員会

- (1) アンチ・ドーピングに関する、アスリートに対する教育・啓発に関すること。
- (2) 女子選手の役割の拡大に関すること。
- (3) 現役引退後の選手の生活設計に関すること。
- (4) 社会に於けるロールモデルとしての選手の役割に関すること。
- (5) JOC アスリート委員会および IJF アスリート委員会との連携に関すること。
- (6) その他、選手に直接関係する事項。

10. コンプライアンス委員会

- (1) コンプライアンスに関する研修その他コンプライアンスの維持・向上に関すること。
- (2) コンプライアンス違反の疑いのある事案の調査に関すること。

11. 重大事故総合対策委員会

- (1) 重大事故防止に関すること。
- (2) 重大事故発生時の対策に関すること。

12. 女子柔道振興委員会

- (1) 女子柔道の競技者人口拡大に関すること。
- (2) 女性指導者及び審判員の育成と活躍に関すること。
- (3) 女性の地位向上、職域拡大に関すること。
- (4) その他女子柔道振興施策の実施に関すること。

13. 指導者養成委員会

- (1) 講習会の開催、指導用教材の作成に関すること。
- (2) 公認指導者の養成および資格認定に関すること。
- (3) 中学校武道必修化に関すること。

別表2 専門委員会委員の選任基準

1. 総務委員会

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 | 7名以内 |
| (2) 有識者 | 3名以内 |
| | 合計10名以内 |

2. 大会事業委員会

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 | 8名以内 |
| (2) 有識者 | 2名以内 |
| | 合計10名以内 |

3. 広報マーケティング委員会

- | | |
|---|---------|
| (1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者
マーケティング、マスコミ、情報技術 | 5名以内 |
| (2) 有識者 | 5名以内 |
| | 合計10名以内 |

4. 教育普及・MIND委員会

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 | 31名以内 |
| (2) 有識者 | 9名以内 |
| | 合計40名以内 |

5. 審判委員会

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 | 6名 |
| (2) 有識者 | 4名 |
| | 合計10名以内 |

(注) 上記委員の他、審判委員会に選考審査委員を置くものとし、その選任基準は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------|
| イ 地方柔道代表者 | 10名 |
| ロ 有識者 | 6名以内 |
| | 合計16名以内 |

6. 強化委員会

- | | |
|--|---------|
| (1) 卓越した競技力・競技実績を有する者、またはこれに準ずる者で卓越した指導力のある者 | |
| (2) 卓越した競技力・競技実績のある選手およびこれに準ずる選手を育成した卓越した指導者 | |
| (3) 加盟団体等代表（中体連、高体連、学柔連、実柔連、警察） | |
| (4) 関係専門委員会代表（大会事業、審判、国際） | |
| (5) IJF、JUA または JOC 役員 | |
| (6) 有識者 | |
| (7) 副会長若干名 | |
| | 合計35名以内 |

(注) 上記委員の他、選手強化を担当する者をコーチとして置くことができる。

7. 国際委員会

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 | 8名以内 |
| (2) 有識者 | 2名以内 |
| | 合計10名以内 |

(注) 上記委員の他、海外在住で現地の柔道普及に携わっている者を、在外委員として置くことができる。

8. 医科学委員会

(1) 所管事項に係る医師、研究者その他の有識者 10名以内

(注) 上記委員の他、

① 医科学委員会にアンチ・ドーピング部会を置くものとし、部会員の選任基準は、次のとおりとする。

イ 有識者 12名以内

② 都道府県における大会救護、柔道事故予防活動を推進する者を、協力委員として置くことができる。

9. アスリート委員会

(1) アスリート委員会規程の定めるところによる。

10. コンプライアンス委員会

(1) 理事・監事・有識者 9名以内

11. 重大事故総合対策委員会

(1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 4名以内

(2) 学識経験者 4名以内

合計8名以内

12. 女子柔道振興委員会

(1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 6名以内

(2) 学識経験者 2名以内

合計8名以内

13. 指導者養成委員会

(1) 所管事項に係わる専門的知識を有する者 8名以内

(2) 学識経験者 2名以内

合計10名以内